

所得税の確定申告

越谷税務署の確定申告会場は、2月14日(木)から、イオンレイクタウンに開設します(2月13日までは、越谷税務署庁舎内)。確定申告に関するお問い合わせは、
越谷税務署 ☎ 965・81111 (自動音声案内) まで

確定申告が必要な方

■事業を営んでいる場合や不動産収入がある場合、土地や建物を買った場合などで、平成24年中の所得金額の合計額から、配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額から、税額控除を差し引いて残額のある方

■給与所得者で次のいずれかの要件に該当する方
 ①給与収入が2千万円を超える方
 ②2カ所以上から給与を受けている方
 ③給与所得の方で、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方
 ④同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受けている方

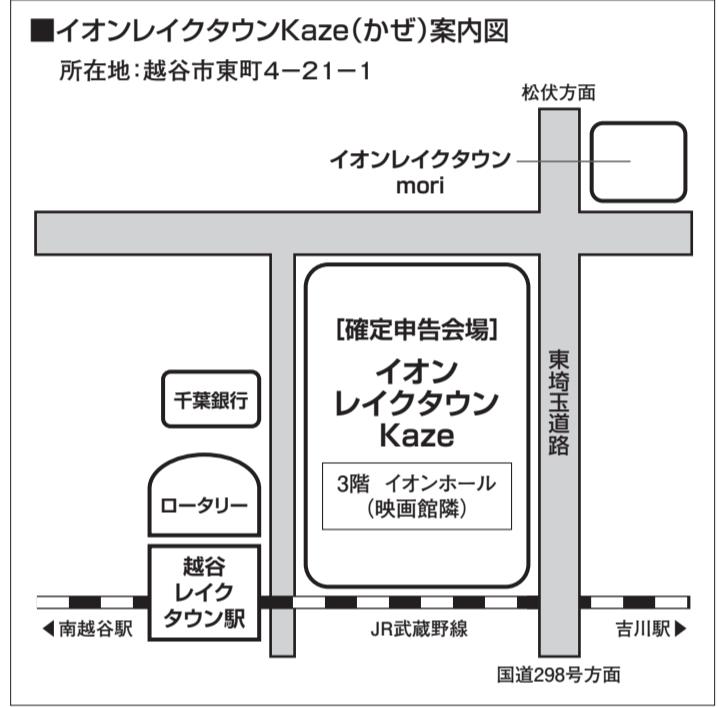
確定申告すれば所得税が還付される方

次のような場合は、確定申告書を提出することにより、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。
 ■平成24年の途中で退職し、年末調整を受けなかった方
 ■給与所得者で、次のような方
 ①多額の医療費を支払った方
 ②住宅ローンなどを利用して、

■申告会場 イオンレイクタウンKaze(かぜ) 3階イオンホール

日程(開設期間)	受付時間
2月14日(木)~3月15日(金) ※土・日曜日(2月24日・3月3日を除く)は行いません。	午前9時~午後4時
日曜受付	
2月24日(日)	
3月3日(日)	

※混雑状況などにより、受付終了時間を早める場合があります。
 ※確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告の受付および納税相談を行います(現金納付の窓口業務は行いません)。
 ※お車でお越しの場合は、イオンレイクタウンの駐車場(平日5時間無料)をご利用ください。



確定申告の提出方法

越谷税務署の「確定申告会場」(所得税・消費税・贈与税)を、「イオンレイクタウンkaze(かぜ) 3階イオンホール」に開設します。開設期間中、越谷税務署庁舎内での申告相談は実施していませんのでご注意ください。
■日曜申告相談会
 2月24日(日)、3月3日(日)の2日間に限り、イオンレイクタウン会場で日曜申告相談会を実施します。

■源泉徴収票などの添付書類の提出について
 源泉徴収票など添付書類は、添付書類台紙に貼ってご提出いただくよう変更されていますのでご注意ください。
■越谷税務署に申告をお願いします
 次の確定申告をする方は、市民税・県民税申告会場で受け付けができません。越谷税務署に申告をお願いします。

①青色申告
 ②所得税の住宅借入金等特別控除の還付申告
 ③株、土地、建物などの譲渡所得の申告
 ④平成24年から事業を始めた方の申告
 ⑤事業所得(営業・農業)、不動産所得で収支内訳書ができていない方の申告
 ⑥給与明細書(源泉徴収票のない方)による還付申告
 ⑦雑損、寄附金(ふるさと納税)控除などの申告
 ⑧利子所得、配当所得、損失など事例の少ない申告

■市民税・県民税申告会場で受け付けできる簡易な確定申告
 ①医療費控除を受ける方の還付申告
 ・領収書(原本)は医療機関ごとに集計し、必ず合計金額を計算してお持ちください。
 ②給与所得・年金受給の源泉徴収票(原本)をお持ちで、次のいずれかの要件に該当する方(ただし修正申告・更正の請求などを除く)。
 ③医療にかかった領収書と保険などで補てんされた金額がわかるものをお持ちください。
 ④平成24年の途中で退職などにより、年末調整を受けなかった方の申告
 ⑤給与などを2カ所以上の会社から受けている方の申告
 ⑥年金基金や公的年金など年金を2カ所以上から受けている方の申告
 ⑦給与所得と年金受給など2種類以上の収入があった方の申告
 ⑧扶養や障害者控除などを追加する方の還付申告
 ⑨一時所得があった方
 ⑩白色申告で、事業所得(営業・農業)、不動産所得、雑所得などがあり、収支内訳書

要介護認定を受けている高齢者の皆さんへ 税申告に関するお知らせ

●障害者控除、特別障害者控除を受ける場合
 65歳以上で要介護1~5の方(要支援の方は対象外)が障害者控除を受ける場合または、身体障害者手帳3級~6級を所持していて、要介護4以上の方(原則)が特別障害者控除の適用を受ける場合は、「障害者控除対象者認定書」が必要です。
 必要な方は、長寿介護課9番窓口に申請してください。
 ※所得税、市・県民税が非課税の方(本人または扶養義務者)、身体障害者手帳などを所持しており同等の控除が受けられる方は、この認定書は必要ありません。

●おむつ代の医療費控除を受ける場合
 おむつ代の医療費控除が2年目以降の方で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の方は、市発行の「おむつ使用証明書」で申告することができます。
 関長寿介護課 ☎ 447

納税は期限内に

確定申告による所得税の納期限は3月15日(金)です。納期限までに金融機関または税務署で納付ください。確定申告書提出後に、納付書の送付や納税通知などによる納税のお知らせはありません。
 また、納付税額が30万円以下の場合には、越谷税務署窓口でバーコード付納付書の交付を受け、コンビニエンスストアで納付することができます。
 振替納税を利用される方は、4月22日(月)に指定の口座から自動的に納付されます。

インターネットにつながるパソコンをお持ちの場合は

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書が作成できます。
www.nta.go.jp 確定申告 検索

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。
 作成が終わったら プリンタで印刷

印刷した申告書等は、税務署に出向かずに郵送で提出できます。
 混雑している税務署での待ち時間なし。 e-Tax でも申告できます。

~e-Taxをご利用いただく前に~
 Step1 電子証明書を取得(費用がかかります)し、ICカードリーダーを購入します。
 Step2 開始届出書をe-Taxホームページの開始届出書作成・提出コーナーから所轄の税務署に送信します。
 Step3 e-Taxの初期登録(電子証明書の登録など)を行います。
 詳しくは、国税庁ホームページで確認するか越谷税務署にお問い合わせください。

ができています。 e-Tax 確定申告期間中、e-Tax (国税電子申告・納税システム <http://www.nta.go.jp>)は24時間利用できます。また、「確定申告書作成コーナー」でもe-Tax用の申告データが作成できます。ぜひ、ご利用ください。